

単位価格表示

(ユニット・プライシング)

のしおり



商品名	〇〇マヨネーズ
内容量	300 g
販売価格	196 円
100 g 当たり	65.3 円

商品名	内容量	販売価格	100 g 当たり
〇〇 マヨネーズ	300 g	196 円	65.3 円
△△ マヨネーズ	250 g	158 円	63.2 円
×× マヨネーズ	700 g	398 円	56.9 円

単位価格表示

単位価格表示 4 つのメリット

単価の重要性を再発見する

ユニット・プライシングは単価の重要性を再認識させ、そして品質と価格の関係をじっくり考えるきっかけを提供します。

まやかし値上げを見破る

販売価格はそのままで量目だけを減らして値上げする。ユニット・プライシングはこれを見破ります。

過大包装を追放する

過大包装容器は当然単価をつりあげたりします。また宣伝のいきすぎも割高なものにします。

消費者の選択を助ける

「どれを買おうかな？」銘柄・サイズ・品質……多種多様でつい迷ってしまいます。こんなとき、自由に正しい価格で買物ができるようユニット・プライシングは消費者の選択を助けます。

《 単 位 価 格 表 示 の 実 施 》

県では岩手県消費生活条例第 16 条の規定に基づき、消費者の合理的な商品の選択に資するため、単位価格表示(ユニット・プライシング)制度を実施しています。

この制度は、昭和 51 年 11 月 20 日から 47 品目で実施してきましたが、平成 18 年 4 月 1 日から新しい基準により 37 品目で実施しています。

同制度の基準対象店舗では、単位価格表示を実施するよう努めることとなっています。

1 単位価格表示とは

単位価格表示(ユニット・プライシング)とは、商品の販売価格の表示のほかに「100 g 当たり〇〇円」とか「10ml 当たり〇〇円」というように計量単位当たりの価格を併せて表示することにより、消費者が商品を購入する際の価格の比較を容易にし、商品選択の利便を図るための表示です。

2 単位価格表示の対象店舗

単位価格表示の実施対象店舗は、次の店舗です。

- (1) 一般小売店 売場面積が 300 m²以上の店舗
- (2) ショッピングセンターなど、同一の建物内に複数の店舗が入居している場合
入居店舗の合計売場面積が 300 m²以上となる場合は入居している全ての店舗
- (3) 農業協同組合が出資している会社の小売店(A コープ店等) 売場面積が 100 m²以上の店舗
- (4) 消費生活協同組合の店舗 売場面積が 100 m²以上の店舗

3 単位価格表示の表示事項

- (1) プライスカード等に表示する事項は、商品名、内容量、販売価格及び基準単位量当たりの価格(以下「単位価格」という。)の 4 項目です。

ただし、消費者の面前において商品の内容量の計量を行って販売する商品については、商品名及び単位価格です。

- (2) 基準単位量に満たない内容量又は、基準単位量の 10 倍以上の内容量で販売する場合は、それぞれ、基準単位量の 10 分の 1 又は基準単位量の 10 倍の単位量による価格表示をすることができます。

4 単位価格表示の対象品目及び基準単位数

品 目	基準単位数	品 目	基準単位数
(日用品)		インスタントコーヒー	10 g
合成洗剤 (台所用)	10 mℓ	紅茶	10 g
〃 (洗たく用)	100 g	果実飲料	100 mℓ
練り歯みがき	10 g	炭酸飲料	100 mℓ
シャンプー	10 mℓ	食用油	100 g
トイレットペーパー	10 m	砂糖	100 g
ティシュペーパー	10 枚 (2枚重ねのものは、 2枚を1組として10組)	ジャム	100 g
(6品目)		しょうゆ	100 mℓ
(加工食品)		みそ	100 g
ベーコン	100 g	牛乳	100 mℓ
ハム	100 g	ヨーグルト	100 g
ソーセージ	100 g	(24品目)	
粉ミルク	100 g	(生鮮食品)	
チーズ	100 g	かぼちゃ	100 g
乾麺	100 g	ばれいしょ	100 g
スパゲッティ	100 g	たまねぎ	100 g
ソース	100 mℓ	精肉	100 g
ケチャップ	100 g	まぐろ	100 g
マヨネーズ	100 g	さけ	100 g
食酢	100 mℓ	(6品目)	
化学調味料	10 g	(その他)	
即席カレー	10 g	小麦粉	100 g
		(1品目)	
		合計 37 品目	

5 単位価格の計算方法

販売価格を、中身重容量（正味量、NET 表示のある容器包装商品はその表示重容量）で除し、有効数字3桁（4桁目を四捨五入）まで求めます。

これで得た値を、基準単位量が例えば 10g (ml) の場合は 10 倍に、100g(ml) の場合は 100 倍して単位価格とします。

[例] 練り歯磨き(基準単位量 10g)

内容量 130g 販売価格 250 円

$250 \text{ 円} \div 130\text{g} \doteq 1.923 \text{ 円} \doteq 1.92 \text{ 円}$

$1.92 \text{ 円} \times 10\text{g} = 19.2 \text{ 円}$

単位価格 = 19.2 円

6 単位価格の表示方法

単位価格の表示方法は、消費者が商品を購入する際の選択に当たって、表示事項が分かりやすく、見やすい方法で表示することとし、次の方法が例示されています。

[例 1] 対象品目ごとに直接ラベルを
貼り付け、又は印刷する方法

商品名	○ ○ ○
内容量	130g
販売価格	250円
10g 当たり	19.2円

[例 2] 対象品目の陳列棚にラベルを
貼り付け又は差し込む方法

商品名	○ ○ ○
100g 当たり 38.5円	内容量 650g
	販売価格 250円

[例 3] 対象品目の近くに下札又は
置札で表示する方法

商品名 ○ ○ ○		
内容量	販売価格	10g 当たり
225g	252円	11.2円

[例 4] 対象品目をまとめて一覧表に
して表示する方法

商品名	内容量	販売価格	10g 当たり
○○○	50g	90円	18円
△△△	65g	120円	18.5円
□□□	125g	350円	28円
×××	180g	400円	22.2円

メモ

The image shows a vertical memo sheet. At the top left, the Japanese characters "メモ" (memo) are written. The sheet has a header bar at the top and a footer bar at the bottom, both with rounded ends. The main body of the sheet is a large rectangle containing 15 horizontal dashed lines for writing. The top-left and bottom-left corners of the sheet are rounded and shaded gray, suggesting they are part of a spiral-bound notebook.

岩手県消費生活条例（抜粋）

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自律を支援することを基本として行わなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
 - (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
 - (4) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - (5) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重およびその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品又は役務について、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (5) 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品または役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務の品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき規準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

（基準の設定等）

第16条 知事は商品又は役務の品質等の向上、消費者の自主的かつ合理的な選択等に資するため特に必要があると認めるときは、法令等に特別の定めがある場合を除き、事業者が供給する商品又は役務の規格及び表示等の基準（以下「基準等」という。）を定めることができる。

- 2 知事は、基準を定める場合は、その内容その他必要な事項を告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく基準が定められた場合は、当該基準に適合した商品又は役務を供給するよう努めなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定に基づく基準を定めた場合において、当該基準に適合しない商品又は役務を供給している事業者があるときは、当該事業者に対して、当該基準に適合した商品又は役務を供給するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

岩手県立県民生活センター（盛岡市中央通 3-10-2）
電話：019-624-2586 / FAX：019-624-2790